

(財) 日本土壌協会一① 役員報酬規程

昭和55年12月8日制定

平成14年6月21日改正

平成17年6月21日改正

平成19年6月21日改正

(趣 旨)

第1条 財団法人日本土壌協会の常勤理事の報酬は、理事会の議決のほか、この規程の定めるところによる。

(報 酬)

第2条 常勤理事の報酬の年額は、次のとおりとする。
専務理事 年報酬 600万円

(支払い日)

第3条 報酬の支払日は、職員給与規程第11条の規程を準用する。

(月割計算)

第4条 報酬は、年額を12ヶ月にて割った額を支払い月額とする。
2 年度途中における新任、復職等の場合は、前項支払いの月額を年額から差引いた残余部分について支払う。
3 年度途中における退職及び死亡等の場合は、その月の前項支払い月額までを支給する。

(休 職)

第5条 常勤理事が負傷又は疾病若しくはその他の理由のため、休職とするときは、休職期間及び報酬等については、理事会で決定する。

附 則

この規程は、昭和55年12月8日から実施する。

附 則

この規程は、平成14年6月21日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年6月21日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

昭和 55 年 12 月 8 日制定

平成 9 年 6 月 16 日改正

平成 14 年 6 月 21 日改正

(趣旨)

第1条 財団法人日本土壌協会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職給与の支給に関する事項は、この規定に定めるところによる。

(支給対象)

第2条 役員が退職した場合にはその者（死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

(支給額)

第3条 前条に規定する退職手当の額は、在職期間 1 月につきその者の在職期間中の平均俸給月額 $\frac{100}{100}$ の $\frac{75}{100}$ に相当する額に $\frac{100}{100}$ の $\frac{18}{100}$ を乗じた額以内とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び異なる役職ごとの在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条第1項及び第6条に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、財団法人日本土壌協会の職員退職手当給与規程第7条の規定に準用する。

(弔慰金)

第6条 役員が在任中死亡した場合には、会長は、その者の報酬及び勤続年数等を勘案し、弔慰金をその遺族に支給することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当給与支給に関し必要な事項は、会長が別に理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和55年12月8日から実施する。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から実施する。

改正平成9年6月16日

附 則

この規程は、平成14年6月21日から実施する。

改正平成14年6月21日